



平成30年12月30日

長野県下伊那郡阿智村智里4050番地

澁谷 貢 殿

長野県下伊那郡阿智村智里3595番地

熊谷 秀二 殿

〒299-

通知人

〒395-

長野県飯田市

法律事務所

TEL

FAX

上記通知人代理人

弁護士

弁護士

通 知 書

冠省 突然本書を差し上げ失礼致します。

当職らは、別紙物件目録記載の土地（以下、「本件土地」という。）の所有名義人である亡澁谷ゆきゑ氏及び亡澁谷薫（登記上「澁谷薫」）氏の共同相続人の1名である上記通知人（同人の現在の共有持分、288分の65）から依頼を受けて、貴殿らに対し、次のとおりご通知致します。

- 1 さて、熊谷秀二殿は、智里西自治会長名にて、平成29年12月10日付で、本件土地上に存する立木について、「中央地区澁谷貢さん所有山林」の障害木（影

平成31年1月5日

(通知人)

様

(通知人代理)

弁護士

様

弁護士

様

下伊那郡阿智村智里 4050

渋谷 晃一

説 明 書

平成30年12月30日付け通知書の内容相違について下記のとおり説明致します。

記

私は渋谷貢の長男、渋谷晃一と申します。高齢の父に代わり私が説明致します。

本件土地は、平川氏が居住していた土地であります。しかし、諸事情により未登記となっております。また、伐採した立木は、平川氏が土地を離れた後、平川氏が植樹したものであり、このことについて、本人、および周辺住民によって証明されています。

よって、立木、および土地の所有者は平川氏です。

伐採した理由は、通知書添付資料（障害木 中央部落弁天橋上 桧杉林）のとおり、県道へ立木の枝が張りだし、通行車両、および通行人へ被害を及ぼす恐れが生じてきたからです。このため、危惧した平川氏より私が処分の依頼を受け、智里西自治会に相談して障害木として伐採しました。

また、立木を全て伐採した理由は、県道反対側に中部電力配電線、本件土地上流側に村営住宅等が存在するため、立木を奥の山側へ順次倒木する必要があったからです。

なお、今後一切の対応は私が行いますので宜しくお願いします。

以上